

資料1-4
別紙2

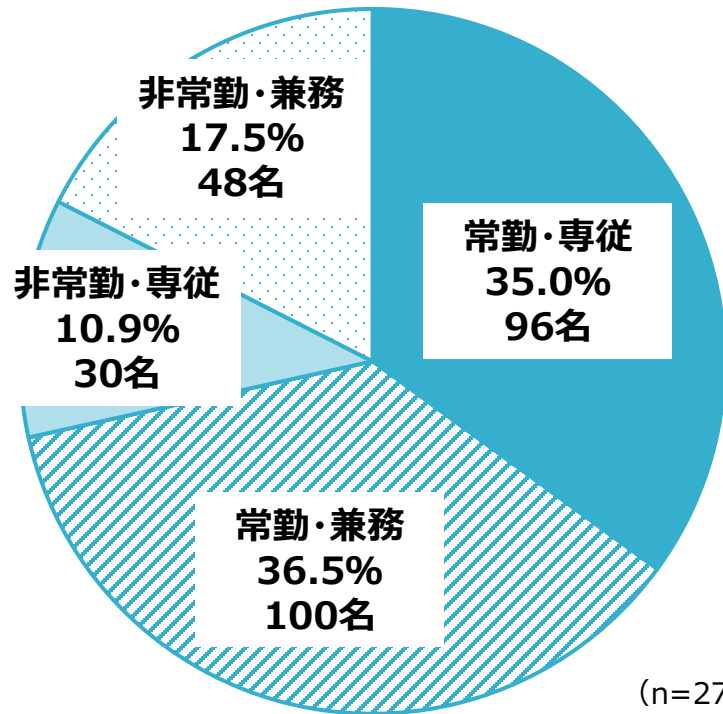
相談支援専門員・相談支援事業所の状況について

相談支援専門員・相談支援事業所の状況について

- この資料は、第1回でのご意見を受けて、堺市内の相談支援専門員および相談支援事業所（指定特定・指定障害児相談支援事業所）について、数値や実績等をもとに、その状況を「目安」としてお示しするためのものです
- この資料の数値等は、令和4年6月に厚生労働省と大阪府にて実施された「障害者相談支援事業の実施状況等について」に係る調査結果と、令和3年度中に堺市内の相談支援事業所の請求実績をもとに作成しています

相談支援専門員の状況について

○ 勤務状況



状況不明である3名は除く

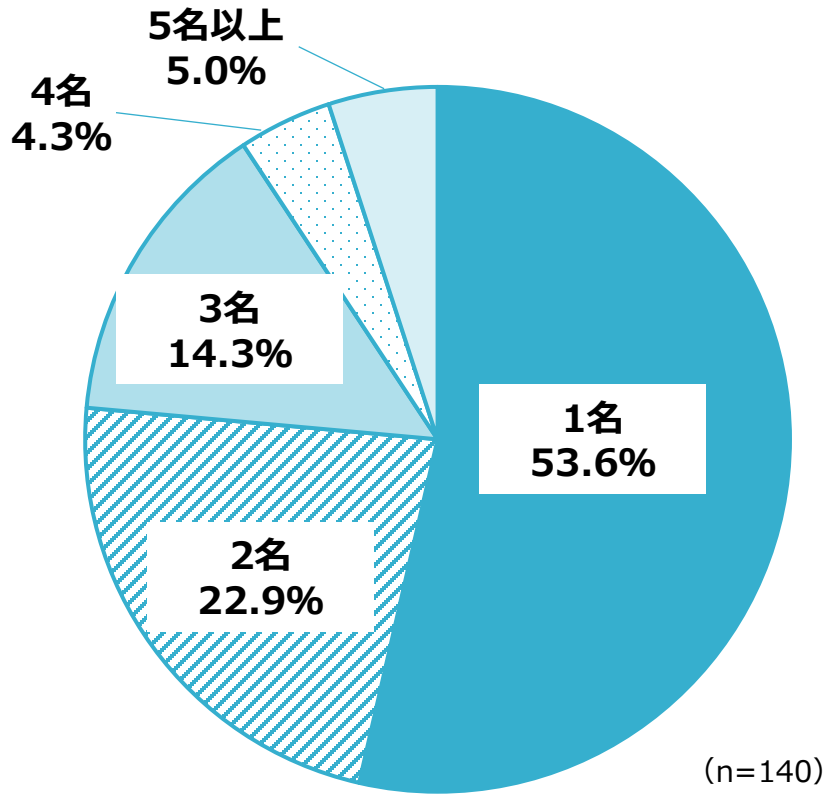
○ 1名あたりの請求数

	障害者	障害児	計
相談支援専門員 1名あたり	17.3	5.8	23.1
(参考) 常勤・専従の相談支援専門員が 従事する事業所に所属する 相談支援専門員1名あたり	22.1	7.5	29.6

- 令和3年度中の堺市内の相談支援事業所の請求の総計である「サービス利用支援費」及び「障害児支援利用援助費」の合計を、令和4年4月1日現在の相談支援専門員277名にて除したものを、「1名あたりの請求数」としています
- 目安値として、「市内の計画相談専門員1人あたり、市内でおおよそ23名を担当している」と言い換えることもできます

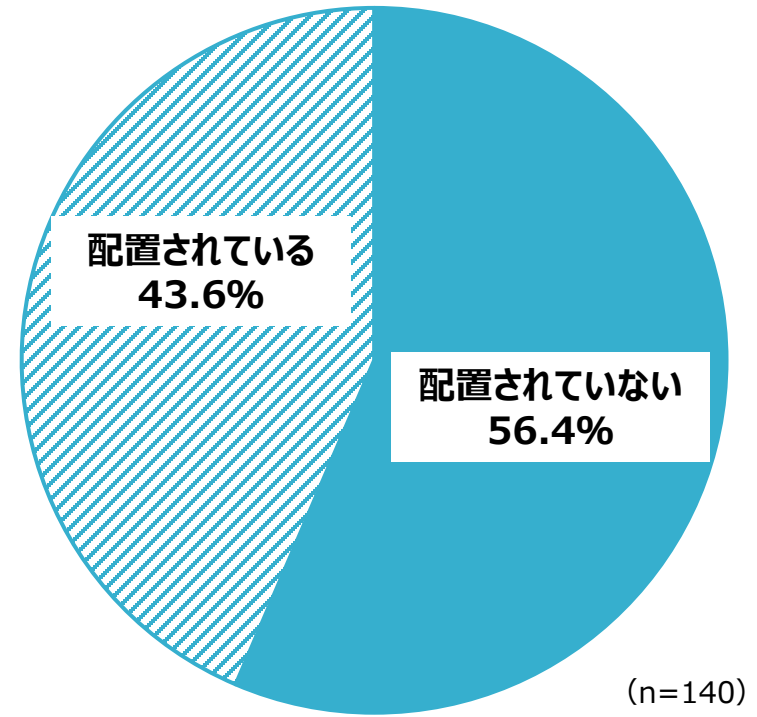
相談支援事業所の状況について①

○ 相談支援専門員の配置状況



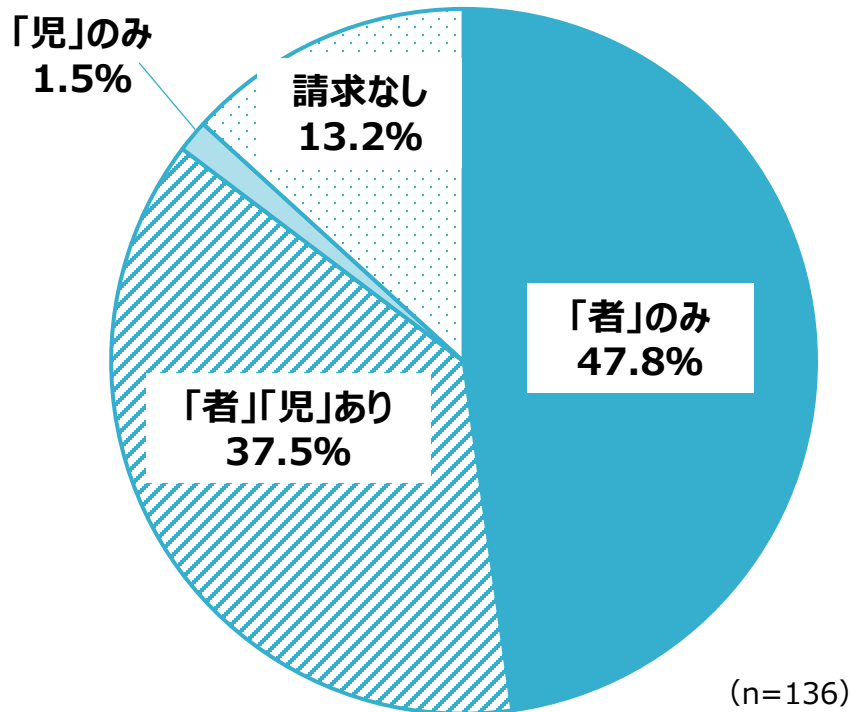
○ 常勤・専従の配置状況

常勤・専従1名以上の配置の有無



相談支援事業所の状況について②

○ 請求実績の状況

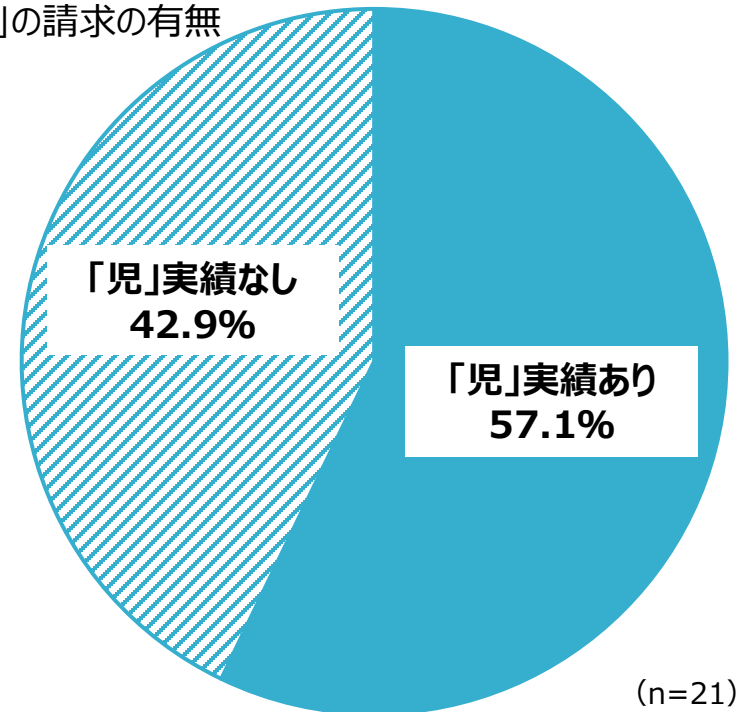


R4.4月に新規開設した4事業所を除く

「者」：サービス利用支援費の請求 「児」：障害児支援利用援助費の請求

○ 請求実績の状況

主任相談支援専門員がいる事業所における
「児」の請求の有無



主任相談支援専門員がいる事業所

「児実績あり」：1件以上の実績がある